

櫛寮・桜寮
入寮のしおり

学務課学生支援係

(令和8年4月)

目 次

1	櫛寮・桜寮の概要	・・・P2
2	諸規定	・・・P3
3	入寮手続	・・・P4
4	入寮中のルール	・・・P5
5	緊急時の連絡先	・・・P7

1 櫛寮・桜寮の概要

1. 櫛寮・桜寮について

櫛寮は、「本学の厚生施設として学生に良好な居住及び勉学の環境を提供するとともに、共同生活を通じて充実した学生生活に資することを目的」として、昭和41年～42年に1棟～3棟、昭和47年に0棟が設置されました。築後40数年が経過し老朽化が進み、平成19年9月に新規入寮募集停止を経て、平成21年10月に0, 1, 2棟及び旧食堂部分のE棟の一部が、平成22年3月には3棟とE棟の残りの部分が完成しました。

これにより、200室からなる櫛寮（男子寮）と0棟を機能改善した18室からなる桜寮（女子寮）が誕生しました。

2. 名称、所在地

名 称 東京農工大学 櫛寮・桜寮

所在地 〒184-8569 東京都小金井市中町2-24-16

電 話 042-388-7213（管理人室）

3. 施設及び設備

櫛寮（男子寮）

鉄筋コンクリート4階建て。1・2・3及びE棟、200室。

居室は1人部屋ワンルームタイプ（14～17㎡他）でエアコン、バス・トイレ・ミニキッチン（IHコンロ）付です。各居室には机、椅子、ロフトベッド、クローゼット、シューズボックスが備え付けられています。

また、共用施設として、大小会議室、談話室、ランドリールーム等があります。

桜寮（女子寮）

鉄筋コンクリート2階建て。18室。

居室は1人部屋ワンルームタイプ（13㎡他）でエアコン、バス、トイレ、ミニキッチン（IHコンロ）付です。各居室には机、椅子、ロフトベッド、クローゼット、シューズボックスが備え付けられています。

また、共用施設として、談話室、ランドリールームがあります。

なお、櫛寮、桜寮とも、ベットマット、布団等の寝具、カーテンはありませんので、各自用意してください。

寮は共同生活のため、色々な決まりごとがあります。

この「入寮のしおり」には、これから生活していく上で大変重要なことが書かれています。寮での生活がトラブルを起こすことなく、快適に過ごすためにも熟読してください。なお、入寮のしおりは、必要に応じ、適宜改訂することがあります。

2 諸 規 定

寮に関する決まりは、「国立大学法人東京農工大学学寮規程」をご覧ください。ここでは特に重要な事項について記載します。

1. 入寮申請・選考・許可（規程第8条、9条）

入寮希望者は、入寮願に本学が指定する書類を添え申請します。別に定める選考基準に基づき選考し、副学長が許可します。（なお、入寮している者が上位の課程へ進学する場合は、改めて申請が必要になります。）

2. 在寮期間（規程第10条及び選考基準）

入寮を許可された日から、修業年限までとします。（大学院生は標準修業年限）

※修士・博士前期・専門職学位課程の学生で本学博士・博士後期課程へ進学する場合及び学部学生が本学大学院へ進学する場合は、申請を行うことで継続して入居できる場合があります。

3. 入寮許可の取消し（規程第11条）

所定の期限内に入寮の手続を完了しないとき又は申請書類に虚偽の事実が判明したときは、許可を取り消すことがあります。

4. 寄宿料等（規程第12条、12条の2、13条）

寄宿料は30,000円（月額）です。これとは別に共益費として15,000円（月額）が必要です。寄宿料及び共益費は月の中途の入退寮であっても、1ヶ月分の納入をしなければなりません。なお、居室で使用する光熱水費、ランドリー使用料、インターネット使用料は、共益費に含まれます。（共益費の金額は、前年度の光熱水料等の支払額に応じて改定する場合があります。）

寄宿料、共益費は口座振替により引き落とされます。口座振替の手続については別途指示します。

5. 施設の保全と共同生活（規程第14条）

寮は現居住者だけのものではなく、代々に亘り多くの学生が利用するものです。したがって、居室、共用施設その他の施設・設備の保全には十分留意し、常に良好な状態で使用するよう心掛けてください。また、常に共同生活であることを意識し、快適な環境保持に努めてください。

なお、故意又は重大な過失により施設・設備を滅失、毀損又は汚損したときは、その原状回復に必要な経費を弁償しなければなりません。

6. 退寮手続（規程第15条）

退寮する場合は退寮願を提出し、その承認を受けなければなりません。退寮時には居室の施設・設備及び備品等の点検を受け、異常がある場合は、原状に回復し、その費用を支弁しなければなりません。退寮を命じられた者についても同様です。

7. 退寮措置（規程第16条）

学寮規程第16条の各号に該当したときは、退寮となります。特に寄宿料等の滞納、寮内での風紀・秩序を乱す行為には十分に注意してください。

3 入 退 寮 手 続

入 寮 手 続

1. 入寮を許可された者は、「入寮確約書」及び「預金口座振替依頼書」を直ちに学務課へ提出してください。
2. 入寮したときは直ちに、「入寮届」及び未提出の場合は「預金口座振替依頼書」を管理人室へ提出してください。「入寮許可書」を管理人へ提示し、居室の鍵を受領してください。その他の諸手続等は管理人の指示に従ってください。
3. 入寮は、入寮許可日から1週間以内の平日9時～18時にしてください。(12時～13時を除く)
なお、荷物の発送は、入寮開始初日以降（土日と平日12時～13時を除く）の9時～18時の間で、本人がいる時間内に届くよう指定し、宛先に「部屋番号」と「**新入寮生** ○○ ○○（氏名）」を必ず記載してください。
入寮後すぐに使う日用品は、寮のすぐ近くにスーパーがありますので、こちらで揃えることができます。
4. 入寮したときは、「居室点検票」により点検を行い、記名押印し「居室点検票」を管理人室へ提出してください。
5. 寄宿料等の初月分は、入居時にお渡しする振込用紙を使って当月10日までに支払ってください。翌月以降は、口座振替となりますので、予め、ご準備ください。

退 寮 手 続

1. 退寮日が決まったら、「退寮願」を管理人室に提出してください。退寮願は、退寮予定日の10日前までに提出してください。なお、退寮は毎月25日までにしてください。
2. 退寮する場合は、「居室点検票」で居室内のチェックを行います。破損や経年以外による汚損等の修繕は実費弁償となります。
3. 退寮に伴うゴミは分別し、決められた日時に出してください。粗大ゴミの処分は、管理人室に届出を行い、指示を受けてください。
4. 退寮後6カ月は、学生寮引き落とし口座を解約しないでください。
留学生で退寮後帰国する場合は、別途指示に従ってください。

4 入寮中のルール

寮は多くの学生が生活しています。居室は個室ですが、寮は共同生活の場であることに違いはありません。一人ひとり出身地や生活スタイル、生活リズムもそれぞれに違います。相手の立場に立って考え、行動することが共同生活を成功させる上で一番大切なことです。お互いにルールを守って、住みやすい環境を作りましょう。

1. 大学からのお知らせは、寮内の掲示板に掲示します。掲示を見ないことによる不利益は、寮生の責任となりますので、注意してください。
2. 入寮後は居室内はもとより共用施設の快適な環境保全に努め、施設・備品等の保全、事故防止及び保健衛生に留意してください。騒音、飲酒及び喫煙には特に気を付けてください。寮内は、禁煙です。居室内、バルコニーも禁煙です。(なお、20歳以下の飲酒・喫煙は法律で禁止されています。違反した場合は懲戒処分や退寮処分になることもあります。)
3. 居室を勝手に改造してはいけません。釘打ちや画鋲止めは禁止です。原状回復の費用が必要になります。
4. 寮生以外の者は宿泊できません。また、櫛寮への女子の立ち入り、桜寮への男子の立ち入りは厳禁です。いずれも違反した場合は、退寮処分の対象となります。
5. 洗濯機・乾燥機はいつでも使用できます。ただし、早朝や夜遅くの使用は他の居住者の迷惑にもなりますので、使用しないでください。使用後は清掃し、環境美化に努めてください。ランドリールームに、洗濯が終わった衣類や洗剤等の私物を放置してはいけません。なお、洗剤等は各自で用意してください。また、電気、エアコンのつけっぱなしや騒音には十分に注意してください。
6. 各居室の掃除はこまめに行ってください。管理人室で掃除機を貸し出します。
7. ゴミは分別し、小金井市指定のゴミ袋に氏名・部屋番号を記し、決められた日に指定の場所に出してください。分別されていない場合は、本人に戻します。
8. 談話室や図書室等の共用施設はいつでも使用できますが、鍵がかかっているときは、管理人に申し出て、許可を受けてから使用してください。なお、電気、エアコンのつけっぱなしや騒音には十分に注意してください。
9. 各人への郵便物は、メールボックスに郵便局員が直接投函します。毎日必ず確認してください。なお、宅配便は管理人室では、原則受け取りません。荷物が届いた際、管理人室から寮内放送でお知らせしますので、玄関まで取りに来てください。不在の場合は、不在票が郵便受けに入りますので、入っていたら早めに宅配業者と連絡を取ってください。郵便や荷物の送り先には必ず、自分の居室番号及び連絡先を記載していただくようにしてください。

10. テレビの端子が各居室にあります。ケーブルテレビの使用に伴う契約は個人で行ってください。
11. 居室のドアは、エントランスドア（オートロック）と兼用になっています。居室を離れるときは、保安上必ず鍵をかけて退室してください。居室の鍵はオートロックではありません。なお、鍵を紛失した場合は、実費弁償（1000円）となります。
12. 留学・休学・旅行・帰省などで1週間以上部屋を空ける場合は、事前に管理人室に申出の上、不在開始日の10日前までに『長期不在届』を管理人室へ提出してください。なお、留学又は休学のために30日を越える長期不在となる場合には、申請を行うことで共益費の減額が認められる場合があります。
13. 防火管理上、石油ストーブ・カセットコンロの使用は禁止します。
14. 施設設備・備品の不具合（破損・故障・漏水等）や、雨漏り、水漏れ事故等が起きた場合は、速やかに管理人室へ連絡してください。
15. 寮には寮生専用の自転車及びバイク置場があります。寮生はシールを受け取り、目立つところに貼った上で駐輪してください。なお、シールが貼られていない自転車・バイクは不法駐輪と見なし撤去します。
16. 寮には駐車場はありません。荷物を搬出入するとき以外は、車の進入は禁止します。
17. 門限はありませんが、寮周辺は暗く決して安全とは言えませんので、なるべく早く帰寮しましょう。
18. 寮には各地から集まり、学年や学科も違う様々な個性を持った学生が生活しています。居室は個室ですが、閉じこもることなく、他の居室者と大いに交流を深めてください。
19. 職員等や管理人が、法定の定めるところにより入居者の立ち会を得て、居室の設備及び貸与物品等の検査をすることがあります。また、防災上の必要がある場合、安否確認など緊急で対応が必要な場合などは、入居者の同意を得ないで居室に入ることもありますので、ご承知おきください。

5 緊急時の連絡先

トラブルが起きたときや不審者や不審物を見かけたときは、以下の連絡先に第一報を入れてください。

(1) 月曜日～金曜日 8:30～19:00 ※ 8月、9月 8:30～17:30

寮管理人室 042-388-7213

(2) 休日及び上記以外の時間帯

コールセンター 0120-060-749

工学部守衛室 042-388-7007

小金井警察署 042-381-0110

小金井市貫井南町3-21-3

怪我をしたときや体調が悪いときは、以下に連絡してください。

(1) 月曜日～金曜日 8:30～17:30

保健管理センター（小金井地区） 042-388-7171

(2) 夜間や休日でも受診できる大学近隣の医療機関（受診する前に必ず電話連絡をしてください。）

多摩総合医療センター 042-323-5111 府中市武蔵台2-8-29

武蔵野赤十字病院 0422-32-3111 武蔵野市境南町1-26-1

杏林大学医学部付属病院 0422-47-5511 三鷹市新川6-20-2

公立昭和病院 042-461-0052 小平市花小金井8-1-1

奥島病院 042-360-0033 府中市美好町1-22

府中医王病院 042-362-4500 府中市晴見町1-20

小金井太陽病院 042-383-5511 小金井市本町1-9-17

東京いのちの電話 03-3264-4343（24時間）

東京多摩いのちの電話 042-327-4343（10:00～21:00）

(3) 大学周辺医療機関案内（保健管理センターサイト）

<https://web.tuat.ac.jp/~health/hospital.html>

